

寄留制度と朝鮮人徴兵制

——広島市公文書館所蔵旧役場文書の検討から

檜皮 瑞樹

はじめに

1 寄留制度と在日朝鮮人

2 朝鮮人への徴兵制適用と寄留制度

おわりに

はじめに

本稿は寄留制度と朝鮮人への徴兵制適用、特に地域社会における内地在住朝鮮人（以下、在日朝鮮人と表記する）に対する戸籍寄留の整備と徴兵制実施に関して、主に広島市公文書館が所蔵する旧役場文書を用いることで考察を試みるものである。

近代日本における寄留制度については、清水洋二（1981）^{（1）}がその概要を整理するとともに、その変遷を大きく三期に区分している。近年では、森博美（2020）^{（2）}が明治期を中心に戸籍制度の変遷を整理するなかで寄留制度についても触れている。「寄留簿」を中心とした寄留関係資料を用いた研究においても、寄留制度の理解（整理）は概ね清水（1981）の整理に依拠しているといつてよい。一方、朝鮮人と寄留制度との関係については、樋口雄一（1991）^{（3）}や水野直樹（1992）^{（4）}が、在日朝鮮人も寄留届の提出が原則であったことを指摘しているが、法的位置づけについての検討は十分とはいえない。

また、寄留関係資料を本格的な分析対象とする研究は、鈴木允（2018）^{（5）}が指摘したようにそれほど多くない。秋田県平鹿郡醍醐村に関する「出寄留簿」及び「寄留届書綴」の分析から農村労働力の流出を明らかにした清水（1981）が嚆矢であり、旧飯田町の「入寄留届」を用いて1914年か

（1） 清水洋二（1981）「東北水稲単作地帯における農村労働力の流出構造（一）——日本地主制史研究の一環として」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第32巻第4号。

（2） 森博美（2020）「明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握——明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に」法政大学日本統計研究所『オケージョナル・ペーパー』No.111。

（3） 樋口雄一（1991）『皇軍兵士にされた朝鮮人』社会評論社。

（4） 水野直樹（1992）「〔報告〕戦時期在日朝鮮人の『寄留届』について」『朝鮮史研究会会報』第108号。

（5） 鈴木允（2018）「大正期における山村地域からの出寄留についての考察——愛知県東賀茂郡賀茂村『寄留届綴』の分析から」『地理学評論』第91巻第2号。

ら 1947 年にかけての飯田町への入寄留者の全体像を明らかにした田中雅孝（2012）⁽⁶⁾、大正期の愛知県旧東加茂郡加茂村の「寄留届綴」から山村地域から都市部への人口移動を分析した鈴木允（2018）など、主に社会学や歴史人口学といった分野において、国政調査や関連する各種統計を補う史料として用いられてきたといえる⁽⁷⁾。寄留簿を用いた戦前期の在日朝鮮人に関する研究としては、木村健二（2022）⁽⁸⁾が、山口県旧宮野村旧役場文書に含まれる「寄留簿」や「寄留届書綴」の分析から全体的な人口移動を明らかにするなかで、戦時期から戦後にかけての朝鮮人入寄留者の実態について言及している。また、鄭栄桓（2022）⁽⁹⁾は、役場文書や聞き取り調査とともに徳島県名西郡下分上山村「寄留届書綴」を用いることで、敗戦前後の時期における朝鮮人の転入経緯や生活実態について分析している。

本特集が対象とする広島県に関しては、富永憲生（2020）⁽¹⁰⁾が国勢調査資料とともに旧山野村（広島県立公文書館所蔵「山野村役場文書」のうち「寄留届」「寄留届出書綴」）、旧美和村（広島県立公文書館所蔵「芸北町役場文書」のうち山廻村「出寄留簿綴（明治 29～昭和 27）」「他府県出寄留留簿（明治 27.1 改）」）を用いて、両村からのミクロなレベルでの人口移動の実態を明らかにしている。

一方、朝鮮人への徴兵制適用に関しては、宮田節子（1985）⁽¹¹⁾が、徴兵制の朝鮮人への拡大を陸軍軍務局が主導したこと、徴兵制実施に向けて青年特別錬成所や国語普及運動に象徴される皇民化政策が実施されたこと、その一方で朝鮮における徴兵制実施が決してスムーズに行われたわけではなかったことを明らかにした。同時に、徴兵制実施のために戸籍の整備が急務であったこと、日本内地を含む「朝鮮以外ノ地ニ在ル朝鮮人ノ把握」のための措置がとられたことにも触れている。また、樋口（1991）は、在日朝鮮人と志願兵制度との関わりや、日本国内における朝鮮人に対する戸籍・寄留の一斉調査（1943 年）など徴兵制実施に向けた準備過程、及び一連の諸政策における協和会の役割などを詳細に分析している。同じく樋口雄一（2001）⁽¹²⁾は、戸籍整備や錬成制度、徴兵検査など朝鮮における徴兵制の実施過程についての詳細な分析とともに、徴兵された朝鮮人の階層

(6) 田中雅孝（2012）「戦前期・飯田町における人の移動——飯田町入寄留届の分析」『飯田市歴史研究所年報』第 10 号。

(7) 他に、池山弘（1998）「戦前期・尾西織物業地帯における労働力の流出・流入構造（1）——中島郡奥町・寄留関係文書の分析」『四日市大学論集』第 10 巻第 2 号、松田良孝（2013）「植民地統治期台湾から石垣島名蔵・嵩田地区への移動について——石垣町役場作成の寄留簿の分析を通じて」『移民研究』第 9 号、嶋田典人（2023）「公文書館旧役場文書にみる移動の記録——香川県旧栗島村寄留分析を通じて」『レコード・マネジメント』No.85、嶋田（2024）「公文書旧役場文書のアーカイブズも含む記録管理と保存・利用環境整備の提言——香川県旧美合村寄留分析を通じて」『レコード・マネジメント』No.87。

(8) 木村健二（2022）「明治中期宮野村の人の移動（第 4 章）」「明治後半から昭和初期における人の移動（第 8 章）」「戦時・戦後における宮野村の人の移動（第 10 章）」（山口市歴史叢書 2『山口市旧宮野村役場文書の研究』山口市に収録）。

(9) 鄭栄桓（2022）「敗戦前後の朝鮮人の移動と定着——徳島県名西郡下分上山村・神領村を事例に」『歴史と経済』第 256 号。

(10) 富永憲生（2020）「戦前期広島県域における人口移動——国勢調査及び寄留届による分析」『広島国際研究』第 26 巻。

(11) 宮田節子（1985）『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社。

(12) 樋口雄一（2001）『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』総和社。

や犠牲者、軍事動員に対する抵抗について明らかにしている。そのなかで、日本国内や満洲国での朝鮮人に対する徴兵制実施についても簡単に触れている。在日朝鮮人への徴兵制実施の過程を簡潔に整理した水野直樹（1992）を含めて、共通して徴兵制実施と戸籍・寄留制度との密接な関係を指摘している。また、在日朝鮮人に対する徴兵制の実施過程や1943年に行われた戸籍・寄留に関する一斉調査については、樋口（1991）がその概要を明らかにしているものの、徴兵制の実施を契機とした朝鮮人に対する管理強化の過程や、1943年の一斉調査以後の動向については検討の余地があるといえよう。

そのため本稿では、第一節で寄留制度の変遷を追いながら在日朝鮮人と寄留制度との関係について考察するとともに、あわせて寄留関係資料の史料論的検討を行う。第二節では、主に広島市公文書館が所蔵する旧役場文書を用いながら、一斉調査を中心とした戸籍・寄留の整備の実施過程を明らかにするとともに、日本国内における朝鮮人への徴兵制実施の過程を、地域社会との関わりから考察することを目的とする。なお、本稿と次号掲載の宮本正明「戦時末期の広島県一村落における朝鮮人の在留状況」は分析対象とする史料やその内容が重複しているが、宮本論文が在日朝鮮人の寄留（居住）実態を主な分析対象とするのに対して、本稿は徴兵制との関係を中心に制度的側面からの分析に重点を置くこととする。

1 寄留制度と在日朝鮮人

（1）寄留制度の変遷

戦前期の日本においては、本籍地を90日以上離れて居住する者は寄留者として位置づけられ、居住地（寄留地）において寄留届を提出することが義務づけられた。寄留制度の変遷について、清水洋二（1981）や森博美（2020）の研究成果に依拠しながら整理したうえで、内地在住朝鮮人との関わりについて検討する。

清水（1981）は寄留制度の変遷を大きく三期に分類している。第一期は、「戸籍法」の制定（1871年）にはじまり、寄留制度は居住登録と身分登録の二つの機能をもつ「戸籍法」の補助的な位置づけであった。寄留に関する規定は「戸籍法」のなかに規定され、その内容も逗留90日以上を寄留とすること、寄留地の役場に届書を提出すること、寄留表の作成などごく簡単なものであり、また寄留地から本籍地への通知に関する規定がないなどその内容は不十分であった。

第二期は、「戸籍法中出生死去出入及寄留等届出方」（内務省令第19号）及び「戸籍取扱手続」（内務省令第22号）が制定された1886年にはじまり、戸籍の居住登録の不備を補うため、寄留関連法令の拡充整備が実施された。そこでは、寄留関係書類の編製が詳細に規定され、第一に寄留先の市区町村においては入寄留者からの届書に基づいて「他府県人入寄留簿」「他郡市区人入寄留簿」「他町村人入寄留簿」の編製が、第二に本籍地の市区町村においては寄留地市区町村から送付された届書に基づく「出寄留簿」の編製が、それぞれ規定された。第二の点は、1896年6月6日付「内務省訓令第4号」による変更であるが、その点について次項で詳述する。その後も寄留手続きや関連文書の取扱いについての整備がなされ、適用範囲については従来の「他府県及び自県内他郡区」から「自郡内他町村」へと緻密化するとともに、あらたに北海道がその対象に加えられた。第一期

に比して、「戸籍法」の範囲内において寄留関係文書の整備とその適用範囲の拡充が目指されたと見える。

第三期は、1914年3月の「寄留法」及び同年10月の「寄留手続令」（勅令第226号）・「寄留手続細則」（司法省令第10号）の制定によって「戸籍法」と分離したことにはじまり、1947年4月の住民登録法施行法によって廃止されるまで続いた。そこでは、第二期の三種類の入寄留簿に代わって「住所寄留簿」と「居所寄留簿」、及び「出寄留簿」に代わって「出寄留用紙綴」の編製が規定されるとともに、1924年にはその適用範囲に樺太が追加された。以上のように、寄留制度は人々の居住や移動を把握することを目的に整備・運用され、明治期においては戸籍制度の補完的性格として、大正期から昭和戦前期にかけては戸籍制度とともに国家による人口動態や居住を把握するための両輪をなしていたといえよう。

一方、在日朝鮮人についても、寄留届の提出が原則であったと多くの研究が指摘している。寄留法がその対象とする範囲については、第一条に「九十日以上本籍地外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス、本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者及日本ノ国籍ヲ有セサル者ニシテ、九十日以上一定ノ場所ニ居住スルモノ又同シ」⁽¹³⁾とあるだけで、朝鮮人や台湾人については具体的に規定されていない。しかし、1928年に刊行された『寄留法講話』⁽¹⁴⁾には、大正7年5月司法省民事局長の回答として「外国人トハ寄留法第一条ノ『日本ノ国籍ヲ有セサル者』ニ該当シ朝鮮人、台湾人及ヒ樺太人ハ同条ノ『本籍ナキ者』ニ準シテ取扱フヘキモノナリ」と、朝鮮人や台湾人は寄留法第一条における「本籍ナキ者」に該当するとの解釈が示されている。さらに詳しい位置づけとしては、「寄留法第一条ニ所謂日本ノ国籍ヲ有セサル者トハ外国人ヲ指称スルコトハ論ナキモ彼ノ朝鮮人・台湾人等ハ是ト同様ニ解スヘキモノノ如シ然レトモ朝鮮人台湾人ハ外国人ニアラス全ク日本領土内ニ居住スル日本人ナルヲ以テ該日本ノ国籍ヲ有セサル者ノ内ニ包含シテ解釈スヘキモノニアラス同条ノ「本籍ナキ者」ニ準シテ取扱フヲ相当トス」と説明されている。国内に居住する朝鮮人や台湾人は「日本領土内ニ居住スル日本人」と位置づけられながらも、「本籍ナキ者」とされたのであり、「日本人」でありながらも、日本国内に本籍を持たない例外的な存在として位置づけられたのであった。

（2） 寄留情報の共有と在日朝鮮人

寄留者によって提出された寄留届はどのように市区町村の間で共有され、あるいは保管されたのであろうか。1886年9月28日の「戸籍法中出生死去出入及寄留等届出方」（内務省令第19号）の第6条には「他府県又ハ他郡区ニ寄留シタルトキハ、自己ノ所有地ニ於テハ寄留者ヨリ、借地借家ニ於テハ寄留者及地主又ハ家主又ハ其地所其家ヲ管理スル者ヨリ、十日以内ニ其戸長ニ届出、且同時に本籍地戸長へ届出ヲ発送スヘシ」⁽¹⁵⁾（筆者が読点を適宜付し、また常用漢字に改めた、以下同様）とあり、寄留者本人、もしくは地主や家主から寄留地の戸長へ寄留届を提出することとあわせて、寄留者本人等から本籍地の戸長へ寄留届を送付することが義務づけられた。寄留届を2か所に

(13) 内閣印刷局編『大正年間法令全書』第3巻-2, 原書房。

(14) 横内茂芳『寄留法講話』1928年, 非売品。

(15) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第19巻-3, 原書房。

送付することが、寄留者にとって負担であったことは既に指摘されている。

しかし、1896年6月6日の「内務省訓令第4号」では、「入寄留ノ届出アルトキハ、市長（中略）町村長ハ戸籍取扱手続第二十条ノ手続ヲ了シタル後、其届書ニ年月日登記済ノ旨ヲ記入シ其職印ヲ押捺シ、直ニ之ヲ寄留人本籍地ノ市町村長ニ送付スヘシ」⁽¹⁶⁾と、寄留届を受理した寄留地の市区町村が、本籍地の市区町村に送付（転送）することに変更された。この手続きは、1914年の「寄留法」にも継承され、同年10月の「寄留手続令」第9条には「寄留地又ハ原寄留地ノ市町村長、寄留ニ関スル届出ヲ受ケタルトキハ、寄留簿ノ記載ヲ為シタル後、遅滞ナク本籍地ノ市町村長ニ届書ヲ送付スルコトヲ要ス」⁽¹⁷⁾と規定された。寄留地と本籍地の市区町村の間で、寄留者に関する情報の共有（把握）が目指されたのである。

例えば、昭和5年7月24日に社宅管理人から京都市左京区長に提出された、安佐郡狩小川村に本籍地を持ち、同区高野下開町の鐘淵紡績株式会社京都支店の寄宿舎に寄留していた女性の退去届⁽¹⁸⁾には、同日付で左京区の受付印（受付番号9836号）が押された後、同年8月1日付で本籍地村長宛に転送されたことが書き込まれ、同年8月7日付狩小川村役場の受付印が押されている。このように、寄留届や退去届には寄留地において届書が受理された後、本籍地に転送されるまでの経緯が記録されている。

このように、寄留届の原本は寄留地から本籍地へ送付することが義務づけられており、1896年の「内務省訓令第4号」以降は、寄留届の原本は本籍地において集約・管理されることとなった。そのため、鈴木（2018）が指摘したように、「寄留届書綴」では当該市区町村に本籍を持たない者の寄留を把握できない、いいかえれば入寄留者の寄留届は寄留地の市区町村が所蔵する「寄留届書綴」には含まれないのが原則であった⁽¹⁹⁾。この点は、90日以内の短期の滞在者や戸籍の変更（婚姻や養子縁組など）を伴う移動や居住が把握できないことや、寄留届の提出率の低さとともに、「寄留届」をはじめとする寄留関係文書の史的制約の一つとして多くの研究が指摘する点である。

このような寄留制度の性格からすれば、在日朝鮮人をはじめとした人々は例外的な存在であった。上述のように、国内に居住する者は、朝鮮人や台湾人、あるいは日本国籍を保有しない者であっても寄留法の対象として寄留届を提出することが義務づけられた。一方で、提出された届書の本籍地への送付（転送）は事実上困難であり、寄留届の本籍地への送付は、寄留法がその適用範囲とした日本国内（樺太を含む）に事実上制限されていたといえる。その意味では、寄留法が総体として移動と居住の把握を試みた対象は日本国内（樺太を含む）に限定され、朝鮮人をはじめとする植民地出身者はその対象外であったといえよう。

(16) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第29巻-6、原書房。

(17) 内閣印刷局編『大正年間法令全書』第3巻-3、原書房。

(18) 広島市公文書館所蔵『寄留届書綴』（狩小川村450）。以下、煩雑さを避けるため、広島市公文書館所蔵の旧役場文書の出典表記については、当該簿冊の初出のみ脚注で詳細に表記し、2度目以降は脚注で件名（文書名）のみを、加えて引用文の直後に請求番号（旧番号）を記すこととする。

(19) この点に関しては、あくまで法令に定められた原則であり、現存する「寄留届書綴」には入寄留者の寄留届が合綴されている場合も多く確認できる。その理由は明確ではないが、寄留届を2通提出させていた、本籍地に寄留届原本に代わる書類を送付していた、本籍地への転送を懈怠していたなどの原因が想定される。

例えば、広島県安佐郡大林村『入出寄留届書及関係書類綴』（1924年1月から1931年12月）⁽²⁰⁾には、朝鮮人の寄留に関する届書4通と、アメリカ国籍保有者の寄留に関する届書3通が綴られている。朝鮮人は4家族12名であり、本籍地はすべて慶尚南道（泗川郡・須天郡・陝川郡）である。アメリカ国籍保有者は3名、カリフォルニア州サクラメントが1名、ハワイが2名である。3名はともに10歳未満であり、その氏名からも大林村出身の日系移民の子弟であることが想定される。

このような状況を大きく変えたのが、1941年8月26日付の「内地ニ居住スル朝鮮人又ハ台湾人ノ寄留及朝鮮又ハ台湾ニ居住スル内地人ノ寄留ニ関スル件」（司法省民事局・民事甲第807号）⁽²¹⁾であった。司法省民事局長から地方裁判所長宛の通達であり、その内容は朝鮮人・台湾人の寄留届に関して、1941年9月1日以降は「届書ヲ二通提出セシメタル上、当該市町村長ヨリ朝鮮又ハ台湾ニ於ケル本人ノ本籍所轄官公署ニ其ノ届書ノ一通ヲ送付セシメラレ度」と、寄留者に届出書を2通提出させ、そのうちの1通を本籍地へ送付することを義務づけるものであった。同時に、「内地人」の朝鮮や台湾での寄留に関しても、同様の手続きを経ることとされた。また、当該文書は1941年9月1日付で広島地方裁判所長から市町村長宛に通知され、手続きの徹底が図られている。

興味深いのは、現存する寄留関係資料にもその影響が見られる点である。例えば、広島県安佐郡狩小川村『寄留届書類綴』（1938年から1944年）⁽²²⁾には、1942年1月から1944年12月までの時期に関する、狩小川村に本籍を持つ者の朝鮮や台湾での寄留に関する文書が53通存在する。文書の多くは寄留届や退去届であるが、1942年に朝鮮で提出された文書には「居住届」が混在する。内訳は台湾関係が8通、朝鮮関係が45通であり、朝鮮関係のうち18通が1942年10月15日付の寄留届である。同年10月16日付の1通を含めて、詳細は不明であるものの、前述の民事甲第807号に加えて、1942年10月に施行された朝鮮寄留令による在朝日本人の寄留に関する一斉調査及び本籍地への送付が実施された結果であると考えてよいであろう⁽²³⁾。

前述のように、寄留法においては朝鮮人寄留者が提出した寄留届は、本籍地（朝鮮）とは共有されていなかった。その一方で、戦時下においては「内地人」の植民地における寄留を含めて、帝国内における人々の移動と居住の徹底した管理が目指されたといつてよいであろう。

2 朝鮮人への徴兵制適用と寄留制度

1942年5月、朝鮮人に対する徴兵制実施が閣議決定された。1930年代から続く戦時体制への朝鮮人の強制動員は、徴兵制を通じた直接的な軍事動員へと帰結した。以下、先行研究に依拠しながら、特に在日朝鮮人と徴兵制との関係について整理したうえで、次項以降で「寄留関係文書」を中心とした旧役場文書の分析から、徴兵制実施と密接に関係した、日本内地における寄留制度を通じ

(20) 広島市公文書館所蔵『入出寄留届書及関係書類綴』（大林村396）。

(21) 広島市公文書館所蔵『戸籍寄留往復綴（甲）』（瀬野村294）。同じ文書が『戸籍寄留令達綴』（砂谷村71）及び『戸籍寄留令達綴』（狩小川村492）にも合綴されている。

(22) 広島市公文書館所蔵『寄留届書類綴』（狩小川村452）。

(23) 寄留先は京畿道3通（すべて京城府）、咸鏡北道3通、咸鏡南道2通、平安道1通、江原道1通、忠清北道1通、忠清南道2通、慶尚南道3通（うち釜山府2通）、全羅北道2通、全羅南道1通と特定の地域への偏りはない。

た朝鮮人の実態把握のプロセスについて検討を試みる。

朝鮮人への徴兵制適用に先立って実施されたのが、1938年1月の朝鮮人志願兵制度であった。樋口（1991）は、日本国内に居住する朝鮮人も志願兵制度の対象でありながらも、物理的な理由で実態としては適用外であったこと、一方で協和会が中心となった請願運動が展開され、1942年4月には大阪での志願兵受験が可能となったことを指摘している。

一方、1942年5月18日に「朝鮮ニ徴兵制施行準備ノ件」が閣議決定されたものの、朝鮮においては、1923年7月1日の朝鮮戸籍令による戸籍管理は不十分なものであり、寄留に関する法令は存在しなかった。そのため、1942年10月には「朝鮮寄留令」（訓令第32号）が施行され、朝鮮人に対する戸籍及び寄留制度を整備することで、戸籍と実態との乖離や無籍者を解決が目指された。

戸籍・寄留の整備は、在日朝鮮人に対しても同様であった。遠藤正敬（2010）^{（24）}は、1942年9月の次官会議における陸軍次官の提議として、朝鮮人への徴兵制適用については「最モ難シイ問題ハ、朝鮮以外ノ地ニ在ル、朝鮮人ノ把握」であること、実施にあたっては「結局ハ、戸籍ノ整備（無籍者ノ就籍）ト、寄留法ノ徹底トノ二点ニ帰スル」という発言を紹介している。当時、徴兵年齢に近い朝鮮人青年の多くは、強制動員を含むさまざまな理由で日本国内に居住しており、朝鮮人に対する徴兵制適用の実施には、日本国内における寄留制度に基づいた在日朝鮮人の把握が不可欠であった。

1942年12月には、朝鮮人に対して寄留法に基づく寄留届と戸籍の一斉調査を実施することが閣議決定された。樋口（2001）は1943年2月に「内地及樺太在住の朝鮮人男子の戸籍及寄留に関する件」が通達されたこと、同年2月10日の予備調査、3月1日に実施された一斉調査についてその詳細を明らかにしている。また、調査項目については、本籍地の有無・年齢・出生年月日・戸主関係・住所・寄留届の有無などであったと指摘する。また、一斉調査においては協和会が補助的役割を担ったことも多くの研究が指摘している。その後の動向については、樋口（1991）が神奈川県公報に記載された事例から「朝鮮の各面・邑（町村）から在日朝鮮人徴兵対象者についての搜索依頼が大量にあった」こと、徴兵検査は本籍地で検査を受けることが原則であったものの、「居留地身体検査受験願」を出せば日本国内でも受検可能であったことを指摘する。

また、第二次一斉調査は女子を含む在住者全てを調査対象として1945年2月10日から実施されたが、水野（1991）が「戦時動員の強化や空襲の激化などにより在日朝鮮人の移動も激しくなったことから考えて、第二次一斉調査は完全には実施されなかったと思われる」と指摘するように、戦争末期の社会状況から不完全なものに終わった。

（1） 朝鮮人への徴兵制適用と戸籍・寄留整備——第一次一斉調査（1943年3月）前後

本項と次項では、広島市公文書館が所蔵する「寄留関係文書」から、在日朝鮮人への徴兵制適用とそれに伴う戸籍・寄留の整備が、地域社会レベルでどのように実施されたのかという点について検討を試みる。本項では1943年3月の一斉調査前後までの時期を、次項では1944年以降を対象とする。

（24） 遠藤正敬（2010）「満州国における身分証明と「日本臣民」」アジア政経学会『アジア研究』第56巻第3号。

前節で紹介した「内地ニ居住スル朝鮮人又ハ台湾人ノ寄留及朝鮮又ハ台湾ニ居住スル内地人ノ寄留ニ関スル件」（1941年8月26日）は、在日朝鮮人に関する寄留情報を、本籍地（朝鮮）との間で共有することを目指したものであり、朝鮮人への徴兵制適用の前年において、寄留届を通じてその居住実態の把握が試みられていたことは興味深い。また、「内地人」を含めた寄留者の総体的な把握が目指された背景には、戦時体制における徴兵を含む総動員体制の構築が存在したことはいうまでもない。

その後、1942年5月の「朝鮮ニ徴兵制施行準備ノ件」及び同年12月の戸籍と寄留に関する一斉調査の閣議決定と前後して、在日朝鮮人の戸籍・寄留に関する通達類が一気に増加する。1942年11月6日付「内地在住ノ朝鮮人男子ノ概数調査方ノ件」⁽²⁵⁾では、陸軍省から要請として朝鮮での徴兵制施行のためとして、同年11月1日現在の「朝鮮人男子ノ概数」と「寄留届済ノ者ノ見込数」を至急調査のうえ報告することが要請された。

翌1943年2月9日付「臨時戸籍寄留調査員担当調査区指定等ノ件報告」（戸坂村723）では、戸坂村長から広島地方裁判所長宛に対して一斉調査の調査員3名の氏名と対象区域が報告されるとともに、2月21日に調査員指導講習が実施予定である旨が通達されている。2月17日付「内地在住朝鮮人ノ調査ニ当リ協和会ト連絡ニ関スル件」（戸坂村723）では、一斉調査後の寄留簿の整備においても協和会の協力が不可欠なこと、一斉調査を担当する調査員の氏名を協和会支所に通知することが通知されるとともに、同日付「臨時戸籍及寄留整備実施ニ関スル件」（戸坂村723）では、調査票「戸籍及寄留調査済ノ証」用紙が市町村に送付されている。さらに、2月20日付「内地在住朝鮮人男子ノ戸籍及寄留ノ整備ニ関スル件」（戸坂村723）では、調査にあたっての注意事項とともに「広島県協和会指導員名簿」が送付されるなど、3月の一斉調査に向けて調査内容の詳細な指示が立て続けに通知されるとともに、地域社会においても協和会との連携が目指されていた。

1943年2月25日には、樋口（2001）が指摘した「内地及樺太在住ノ朝鮮人男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル件」（戸坂村723）が通達され、今回の調査が「右ハ朝鮮ニ於ケル徴兵制度実施ニ当リ之ガ万全ヲ期スル為」であることが強調された。一方で、同日付の「内地及樺太在住朝鮮人男子ノ戸籍及寄留調査ニ関スル統計及情報々告方ノ件」（戸坂村723）では、朝鮮人男子の統計情報に加えて「且情報々告ニ付テハ、朝鮮同胞ノ思想動向ニ及ホシタル影響、例ヘハ皇国臣民トシテ如何カト思ハル、思想動向ノ表面化セル事例等」と、在日朝鮮人の思想動向についても調査・報告することが要請された。同通達には「内地及樺太在住朝鮮人男子ノ戸籍及寄留調査ニ関スル情報々告」の雛形が添付され、具体的な調査内容として、「調査ニ際シ見聞セシ調査自体ニ関スルモノ」として「（一）対象者ノ数、（二）居住ノ分散密集状況、（三）教育程度、（四）職業の概要、（五）調査難易ノ程度及其ノ理由」が、「調査ニ関係スルモノ」として「（一）本調査ノ朝鮮同胞ノ思想動向ニ及ホシタル影響、（二）其他」が示された。また、思想動向については「可成具体的事例ニ付報告スルコト」との注意書きがなされるなど、戸籍・寄留といった居住実態に加えて、教育程度や思想動向に関する調査が指示されていたことは、徴兵制実施を見据えたより具体的な実態調査が実施されていたことを示している。

(25) 広島市公文書館所蔵『朝鮮人戸籍寄留ニ関スル書類一件 昭和十八年一月』（戸坂村723）。

1943年3月1日の一斉調査実施後には、予備調査と本調査とを区別して報告することが指示されるとともに、4月5日付「臨時戸籍寄留整備ニ関スル件」(戸坂村 723)では、一斉調査を基盤として「朝鮮人戸籍並寄留ヲ整備セシムルコト」が本来の目的であり、今後は戸籍や寄留簿と実態との齟齬の解消や、調査票の邑面長への送付によって本籍地との情報共有を継続することが指示されている。4月28日付「内地及樺太在住朝鮮同胞男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル件」(戸坂村 723)では、司法省と朝鮮総督府との協議の結果として、在日朝鮮人の戸籍・寄留の整備は1944年徴兵適齢者から順次実施することが通知された。一斉調査の目的は朝鮮人への徴兵制適用を貫徹するための基盤整備であり、翌年の徴兵検査実施に向けて戸籍・寄留の整備(一斉調査後の継続調査)が構想されていたのである。そのため、同年6月9日付「内地在住朝鮮同胞男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル統計及情報々告ノ件」(戸坂村 723)では、1943年3月から6月までの3か月分の統計情報について報告すること、及び今後も3か月毎に状況を報告することが指示されており、以後も同様の通達が定期的に発出されている。

本籍不明者についての継続調査について、慶尚南道出身者の事例を紹介する。1943年5月5日付で、戸坂村長から中央市場支店長宛「戸籍寄留一斉調査ノ件」(戸坂村 723)、戸坂村長から本人実兄宛の「本籍調査ノ件」(戸坂村 723)、戸坂村長から金谷面長宛の「戸籍謄本下付請求ノ件」(戸坂村 723)が各々発出されている。本籍不明者に関する調査が執拗に実施されていたことがわかる。その後、金谷面長から戸籍謄本が戸坂村に送付され、5月15日付で戸坂村長から広島区裁判所宛に「本籍発見報告ノ件」(戸坂村 723)が、5月22日付で戸坂村長から金谷面長宛に「戸籍寄留調査票送付ノ件」(戸坂村 723)として一斉調査の調査票が送付されている。

その後も、1943年6月16日付「無籍又ハ本籍不明ノ朝鮮同胞男子ノ調査票中不明取扱調査ニ関スル件」(狩小川 492)で、本籍不明の朝鮮人男子に関する調査依頼が朝鮮総督府法務局長よりあった場合に速やかに対応することが、同年8月4日付「内地在住朝鮮人男子ノ調査票送付完了後ノ状況調査方ノ件」で、調査票送付後の結末や状況について有籍者・無籍者に区別して報告することが要請されている。一斉調査後の戸籍・寄留の整備について、市町村に対してその徹底が繰り返し通達されていたといえよう。

しかし、在日朝鮮人に関する戸籍・寄留の整備が進んでいなかったこと、そのような事態に対して当局が焦燥感をもっていたことが、1943年8月31日付「内地在住朝鮮同胞男子ノ戸籍並寄留ニ関スル件」(瀬野村 294)⁽²⁶⁾に記されている。少し長いが以下に引用する。

右調査ハ御承知ノ如ク調査ノ為ノ調査ニ非スシテ、戸籍並寄留ヲ整備シ以テ兵役法実施ニ支障無カラシメンカ為ニシテ、其ノ整備ノ正否遅速ハ目下喫緊ノ要務タル徴兵事務ニ至大ナル影響ヲ及ホス虞ナシトセス、御報告ニ依レハ対象者中未タ寄留届出ナキ者、又ハ戸籍訂正就籍ヲ要スルモノ相当多数アルヤニ存セラレ候ニ付テハ、此ノ際各位ハ調査員ヲ督励シ、以テ速ニ戸籍並ニ寄留ヲ整備スル様一層ノ御努力ヲ切望致候

史料からは、戸籍不明者や寄留届未提出者が依然として多く存在したことが、その不徹底が翌年度

(26) 同様の文書は『朝鮮人戸籍寄留ニ関スル書類一件 昭和十八年一月』(戸坂村 723)にも合綴されている。

から実施予定の朝鮮人に対する徴兵検査において重大な足枷となることに強い危機感を読み取ることができる。同年9月3日付の「内地在住朝鮮同胞男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル件」（戸坂村723）でも、本籍地（朝鮮）に送付した調査票が本籍不明のため差し戻された場合の徹底した再調査が指示されているなど、戸籍・寄留の整備が停滞していることへの司法省や軍部の苛立ちを読み取ることができる。

さらに、同年11月2日付「朝鮮同胞男子在住市町村長」宛の「戸籍吏員会同ニ関スル件」（瀬野村294）では、次の戸籍吏員会同において戸籍一般事務に加えて、「特ニ重視スヘキ内地在住朝鮮人同胞男子ノ戸籍整備事務ニ関シ協議ヲ重ネ度」と、在日朝鮮人男子の戸籍整備が当面の重要課題であるとの認識が示されている。

（2） 朝鮮人への徴兵制適用と戸籍・寄留整備——1944年以降

前項では、1943年2月の在日朝鮮人男子に関する戸籍・寄留の予備調査、及び3月の一斉調査が不十分であるとの認識が存在したこと、一斉調査後の戸籍・寄留の整備について再三の指示がなされていたこと、同時にその不徹底が朝鮮人に対する徴兵制実施の阻害要因であるとの強い危機感が存在したことを確認した。そのような状況は1944年以後も大きく改善することはなく、戸籍や寄留の整備と徴兵検査に関する指示が繰り返し通知された。

1944年2月15日付の「半島出身者徴兵適令（ママ）者ノ内地寄留地受検セザル者ノ状況調査ニ関スル件」⁽²⁷⁾では、広島聯隊区司令部よりの通牒を受けて、朝鮮人徴兵適齢者に関する報告依頼が、2月23日付の「内地在住朝鮮同胞男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル統計及情報々告方ノ件」（狩小川村492）⁽²⁸⁾では、1943年6月9日付で送付の統計様式の改訂と、3か月毎の報告を継続することがそれぞれ指示されるなど、依然として在日朝鮮人に関する戸籍・寄留が未整備であったことが読み取れる。

特に、1944年3月2日付の朝鮮総督府政務総監・田中武雄から内務次官・在満帝国大使・在北支帝国総領事宛通達「朝鮮人所在不明壮丁一斉調査ニ関スル件」（戸坂村723）には、同年4月に迫った朝鮮人に対する徴兵検査実施を目前にした危機感が率直に記されている。少し長いが以下に引用する。

種々ノ特殊事情モ有之、所在不明壮丁尚相当数ニ上ル実情ニシテ、今春ヨリ実施セラルヘキ徴兵検査期マデニハ万難ヲ排シ協力之ガ所在発見ニ努メ、以テ所在不明等ノ事故ニ基ク検査不能者ヲ最少限度ニ止ムルノ要アルニ鑑ミ、鮮内関係機関ヲ総動員シテ三月中旬ヨリ徴兵検査終了マデノ間ニ於テ、之ガ一斉捜査ヲ実施スルコト致シタル処

朝鮮人徴兵適齢者の所在不明者が相当数存在すること、朝鮮内の関係機関を総動員して徴兵検査までに一斉調査を実施すること、そのためにも朝鮮総督府等から調査依頼に対する積極的な協力を依頼する内容である。朝鮮内での徴兵制実施の徹底が事実上困難な状態にあること、その克服のた

(27) 広島市公文書館所蔵『兵事関係書類 昭和十九年度』（温品村4616）。本稿では広島県立公文書館所蔵複製資料（92244-1-92）を閲覧。

(28) 同様の文書は『朝鮮人戸籍寄留ニ関スル書類一件 昭和十八年一月』（戸坂村723）にも合綴されている。

めにも在日朝鮮人の所在把握が不可欠であるとの認識が読み取れる。この通達は3月18日付で内務次官より司法次官宛に、4月10日付で司法省民事局長・司法省刑事局長から地方裁判所長・検事正宛に通知されている。

一方で、戦局の悪化を背景に在日朝鮮人に関する戸籍・寄留の整備、裁判所への報告は滞っていた。例えば、1944年4月8日付の「内地在住朝鮮人男子ノ戸籍整備ニ関スル統計表提出ノ件」（戸坂村723）では、4月10日の報告締め切りを5日以上超過した場合には遅延の理由を付して報告することが指示されている。同年9月15日付の広島地方裁判所書記長から同裁判所監督書記宛の通達「内地在住朝鮮同胞男子ノ戸籍及寄留整備ニ関スル件」（戸坂村723）でも、司法省民事局理事官からの通牒を受けて、無籍者への対応や戸籍・寄留の整備状況に関して「其ノ成績極メテ不良ニシテ、洵ニ遺憾ニ存セラレ候」と進捗状況に対する不満が述べられている。この通知は9月17日付で市町村長に通達され、再調査の実施が指示されている。

徴兵検査に関しては、1944年10月2日付の「在留半島青年数報告方ノ件」（温品村4616）⁽²⁹⁾で、海軍特別志願兵令実施に際しての参考資料として、徴兵年齢の在日朝鮮人男子についての概数報告が要請された。また、同年12月27日付で慶尚南道普陽郡一班城面長から温品村長宛に通知された「寄留地身体検査受検通常願提出依頼ノ件」（温品村4616）⁽³⁰⁾では、温品村寄留の朝鮮人青年に対して「寄留地ニ於テ是非受検セシムルヤウ御指導相煩度」と、寄留地において徴兵検査を受けることが指示されている。

1945年に入ると第二次一斉調査実施に向けての通達を立て続けに発出される。同年1月19日付の「第二次内地在住朝鮮同胞（男女共）一斉調査ニ関スル講習会」（戸坂村723）では、1月15日に実施する講習会への市町村長と戸籍主任の出席を要請している。また、同文書に同封されたと思われる「第二次朝鮮同胞一斉調査ニ関スル調査員職務要項」には、「第一 調査迄ノ準備、第二 調査、第三 調査後ノ措置、第四 一斉調査後ノ対象者ノ寄留ノ真実確保ニ関スル措置」と項目が立てられている。第四の項目には、「六 徴兵適齢者ニ関スル措置」として、1944年度徴兵適齢者のうち徴兵検査未了の者を発見した場合には、市区町村長は徴兵検査の手続きをとるとともに、その情報を所轄聯隊区司令官に報告することが指示された。さらに、同年2月3日付「在内地在住朝鮮同胞第二次一斉調査ニ関スル件」（戸坂村723）には、第二次一斉調査の目的が「右ハ第一次一斉調査並戸籍寄留整備ノ不完全ト対象者ノ移動ヲ確保シ得サリシ欠陥ヲ補ハントスルモノニ有之」と、第一次一斉調査の不備を補うことにあるとの認識が示されている。

興味深いのは、2月5日付の司法省民事局長から地方裁判所長宛の通知「内地在住朝鮮同胞ノ戸籍及寄留整備ニ関スル第二次一斉調査ニ関スル件」（戸坂村723）である。この文書では、戸籍・寄留の調査に関して、集団疎開学童は保護者の居住地で、一般疎開者は疎開先で、学徒通年動員や徴用による転出者は在住地で、各々調査を実施することが指示されている。戦局の悪化による疎開や長期にわたる徴用が寄留者の調査をさらに困難にしていたことを示している。

第二次一斉調査の終了後には、1945年2月14日付「内地在住朝鮮同胞第二次一斉調査ニ関スル

(29) 本稿では広島県立公文書館所蔵複製資料（92244-3-483）を閲覧。

(30) 本稿では広島県立公文書館所蔵複製資料（92244-3-591）を閲覧。

件」（戸坂村 723）では、調査対象者数や調査員数などの報告が指示されるとともに、同日付「内地在住朝鮮同胞ノ戸籍及寄留整備ニ関スル第二次一斉調査ニ関スル統計及情報々告方ノ件」（戸坂村 723）では、統計情報とあわせて以下の報告が要請された。

（一）調査ニ際シ見聞セシ調査自体ニ関スルモノ、即チ調査ノ難易程度及其ノ理由、例ヘハ朝鮮同胞ノ在住ノ分散、又ハ密集状況、若ハ教育・職業ノ概要、（二）調査ニ関係スルモノ、即チ調査カ朝鮮同胞ノ思想動向ニ及ホシタル影響、例ヘハ皇国民トシテ如何カト思ハル、思想動向ノ表面化セル事例

この内容は前述の第一次一斉調査の際に要請された調査内容と類似するものであり、第二次調査にあたっても、統計的情報に加えて、在日朝鮮人の思想動向についての調査が目指されていたといえる。

その後は、宇品憲兵分隊から在住朝鮮人に関する「人員・職業別・有力鮮人住所氏名」等を照会する同年 2 月 15 日付「在住鮮人調査方ニ関スル件照会」（戸坂村 723）や、3 月 6 日付で戸坂村長を作成者とする「朝鮮同胞戸籍寄留調査票送付目録」（戸坂村 723）⁽³¹⁾ などを除いて、戸籍・寄留調査に関する文書はほとんど見られなくなる。さらなる戦局の悪化によって、在日朝鮮人に関する戸籍・寄留の整備継続は事実上不可能になったといえよう。

さらに、1945 年 4 月 5 日付の広島地方裁判所長から市区町村の一斉調査担当者宛の文書（戸坂村 723）には、調査員への補助金支給とともに、「時局下極メテ御多端ニ渉ラセラレ候各位ニ於カレテ、移動常ナラサル朝鮮同胞ヲ対象トスル本事業ノ御担任ニハ、幾多御心労ノ存スルコトハ存候得共、戦局真ニ重大ノ秋、本事業ノモツ国家的使命ニ深く思ヲ致サレ」と、調査員を鼓舞するような文面が記されている。在日朝鮮人に関する居住実態の把握が更に困難になっていたこと、一方で戦争末期の社会状況の悪化を背景に、補助金や「感謝状」を付与しなければならないほどに調査員の不満や地域社会の疲弊が強く存在したことを示している。

おわりに

本稿では、第一節で近代日本の寄留制度における在日朝鮮人の位置づけを確認した。在日朝鮮人を含む植民地出身者は、寄留法において日本国内の居住する「日本人」でありながら、日本に本籍を有しない者として例外的存在として位置づけられた。その一方で、内地に居住するに際しては、寄留法に基づく諸義務を課されたのであり、1941 年以降には在日朝鮮人に関する寄留情報を朝鮮内の本籍地と共有することが目指された。寄留情報をめぐる動向は、1942 年以降の朝鮮人に対する徴兵制適用を先取りする施策であり、戦時体制への植民地出身者の動員を下支えするものとして構想された。

第二節では、朝鮮人に対する徴兵令実施の過程と戸籍・寄留の整備について、特に在日朝鮮人に対する諸政策について旧村役場文書を用いることで検討した。1942 年 5 月の朝鮮人に徴兵制を適

(31) 送付目録には第二次一斉調査に関する調査票の送付先として第一号霊山面長から第十三号城南市までが列記されている。

用する閣議決定以後、翌年3月の戸籍・寄留に関する一斉調査実施に向けての準備作業に関する通達が増加した。第一次一斉調査では、居住実態や戸籍・寄留情報の整備に加えて、朝鮮人に関する教育状況や思想動向など、徴兵制実施に向けての調査が行われていたことがその特徴であった。また、一斉調査後においても市区町村に対して戸籍・寄留情報の整備が継続して要請されたこと、一方でその整備は難航しており、調査の停滞に対する当局の焦燥感が強く存在したのであった。在日朝鮮人に関する戸籍・寄留の整備作業は1944年以降も継続したが、戦局の悪化を背景に調査の続行は事実上不可能であった。そのため、市区町村への通達類には当局の苛立ちとともに、一向に改善しない状況が明確に記されている。さらに、疎開や戦時動員によって在日朝鮮人の居住実態を含む戸籍・寄留情報の整備は形骸化していくのであった。

本論では、広島市周辺の限られた地域ではあるものの、在日朝鮮人に対する徴兵制の適用と徴兵実施を契機とした寄留情報の整備について旧役場文書からその一端を検討したが、広島市を中心とした地域全体における特質や、在日朝鮮人に対する徴兵制実施の全体像に言及することはできなかった。この点は今後の課題としたい。

(ひわ・みずき 千葉大学文学部准教授)